

太田まちづくり市民会議の提言に対する回答
【2009 年 3 月】

太田市企画部企画政策課

【提言 1】

町内会と区長会運営についての改革提言

- ・ 情報公開と情報共有による地域コミュニティ活動の活性化
- ・ 行政と区長会・町内会との健全な仕組みづくり

(第 1 小委員会)

●あるべき姿の模索

1. 町内会のあるべき姿

- (1) 区長や地区役員は、自らの役割や組織の活動について理解と知識を有し、自ら意識改革に努めている。
- (2) 組織について透明性があり、円滑に運営するために、「会則」「予算・決算」「事業計画・報告」などを地域住民に公開している。
- (3) 運営に関する各種情報を公開し、住民の自主的な活動への参加と透明性ある活動を確保している。
- (4) 従来から実施している事業（お祭り、町内清掃、いきいきサロンなど）の他に、安心、快適なまちづくりを実現するため、地域の様々な課題について、地域住民自らが検討している。また、その意見や要望が区長会を通して、行政へ提案・要請され、地域自治の推進を図っている。

2. 区長会のあるべき姿

- (1) 区長会の果たすべき役割や行政との関係について、区長や区長代理自身が十分に認識しており、区長会において地域の課題や改善策などを検討し、行政区間の水平展開を図っている。
- (2) 区長や区長代理は、行政と意思疎通を図っており、市民感覚や市政の現状、地域の課題を把握している。
- (3) 「町内会」「区長会」「行政」が相互通行できるよう、区長会規約や会則、運営方法を整備し、その機能が保持できるよう定期的な見直しを行っている。
- (4) 地域のまちづくりの中核として、行政センターを十分活用している。

●提言（改善策）

1. 町内会について

- (1) 行政は、最低限の要件を備えたモデル会則などを提示し、会則などの整備状況を確認、改善指導し、平準化を図る。
- (2) 「会則」「規定」「予算・決算」「事業計画・報告」について、行政が集約し、情報公開する。
- (3) 予算書と決算書を行政に報告し、行政は資金使途を把握する必要がある。

2. 区長会について

- (1) コミュニティのリーダーとしての役割や使命と、区長制度、市政の現状、まちづくり基本条例などの理解を深めるため、区長や区長代理の研修を定期的に実施する。
- (2) 定例地区会長会議・地区区長会会議などが、行政からの一方的な伝達、依頼、文書配布に大部分の時間が割かれている現状を改善して、地域の諸課題やあるべきまちづくりについて、議論したり、行政に提言したりする場に改革する。
- (3) 区長会は、地域の課題や改善策などを検討し、情報公開、運営の透明性を高めるために、区長と区長代理の出席のもとで実施する。
- (4) 区長会に関する「予算書」「決算書」「事業計画・報告」などについては、情報公開し、透明性を高める必要がある。
- (5) 地区会長会・地区区長会の規約や規則の見直しを「あるべき姿」に向けて検討する。

【回答】

1. 町内会について

(1) (2) (3)

今後においては、地域コミュニティの自主性を尊重しながら、町内会に総会資料の一部の提出をお願いしていきたいと考えております。特に予算書、決算書を提出してもらうことで、区制事務委託料の使途の把握に努め、内部で検討する資料としていきたいと考えております。

(地域総務課)

2. 区長会について

- (1) 区の事務概要の配布、新任の区長や区長代理に対し、研修等を検討していきたいと考えております。
- (2) 定例地区会長会議では、議題に各地区における情報交換や意見交換を設けて地区区長会議で問題になった諸問題などについても討論していますが、行政からの一方的な伝達依頼でなく、地区においてもあるべきまちづくりについての討論が必要であると思われます。
- (3) 現時点では、その地区の判断に基づき、必要に応じて区長、区長代理が出席するのが良いと考えております。
- (4) 区長会に対し、予算・決算書などの書類の提出を求めていきたいと考えております。
- (5) 常に区長会規約や区制規則の見直しを適期実施していきたいと考えております。

(地域総務課)

【提言 2】

安全・安心で快適に暮らせるコンパクトなまちづくりの提言

・ バランスのとれた人口構成と利便性のある住みよいまちづくりを目指して

(第1小委員会)

●あるべき姿の模索

1. 「中心拠点」「地域拠点」「生活拠点」を明確にし、子どもから高齢者まで各世代がバランスよく混在し、歩行や自転車で行ける範囲内（半径 500m～1 km）に商店・スーパー、医療機関、保育園、幼稚園、学校、公共施設、介護施設などがある、安全・安心で快適に暮らせる利便性が高いコンパクトなまちづくりが必要である。
2. 地域住民が自主的に参加し、透明性のある町内会活動が活発で、子どもから高齢者まで安全・安心で快適に暮らせるコミュニティが確立されている。
3. 歩行者、車椅子、自転車が安心して、通行できる道路が整備されている。
4. 市の財政力に弾力性と余裕があり、「安全・安心で快適に暮らせるコンパクトなまちづくり」の施策を実行するため、財源が中長期的に確保できている。

●提言（改善策）

1. 都市計画マスタープランにおける「中心拠点」「地域拠点」「生活拠点」の定義を明確にする。
2. あるべき姿に基づく「安全・安心で快適に暮らせるコンパクトなまちづくり」と都市計画マスタープランとの整合性をとり、実現するための計画を策定する。

※コンパクトなまちづくりとは、人口構成にバランスのとれた人口密集市街地に利便性（学校、医療機関、行政機関、商店・スーパーなど）のあるまちづくりを指す。

(留意点)

- ①市民、行政、市議会議員、学識経験者などの検討会で先進自治体の事例（高松市丸亀町など）などを参考に検討する。
- ②行政区の年齢別人口階層データを活用して、あるべき姿のまちづくりの実現に努める。
- ③人口密度の低い地域などは、地域の実情に合ったまちを実現するために、住民に何が必要か意見を聴いて、まちづくりをすべきである。
- ④あるべき姿のまちづくりを実行するため、中長期的な財源確保をしていただきたい。

【回答】

1. 現在の都市計画マスタープランは、平成 18 年から 19 年で協議し、今年度に施行したものとなっております。今回、提言いただいた内容については、次回、都市計画プランを見直す際の参考とさせていただきます。
2. コンパクトなまちづくりについては、都市づくりの課題として認識しております。今回、提言いただいた内容も踏まえ、上位計画である新生太田総合計画の将来の都市像「人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田」に基づき、「安全で、安心して生活できる笑顔で暮らしやすい社会づくり」を目指してゆくことを、マスタープランの理念として捉え、実現する計画を推進して参りたいと考えております。

(都市計画課)

【提言3】

いぶしぎん

燐銀世代の活用による安全・安心なまちづくりの提言

- 人材バンクの創設 -

(第1小委員会)

●あるべき姿の模索

1. 現役後世代の能力を活用できる仕組みが、行政と地域コミュニティに存在している。
2. 高齢層と若年層が協働により育児や子育て、介護などについて、相互扶養することで、地域コミュニティが3世代同居の家族と同様な機能を保持している。
3. 地域の安全・安心の担い手として、現役後世代を活用する仕組みが創設され、通学路の防犯、公園などの安全維持、遊歩道・散歩道などの維持管理を委託できる。

●提言（改善策）

現役後世代の活用について、市民・行政レベルで検討する仕組みを作る。
具体的な例としては以下のことが考えられる。

1. 現役後世代が、3世代家族と同様の役割（子育て支援、子どもとのふれあい、短時間の保育など）を発揮できる制度の創設と運用。
2. 通学路の防犯・監視パトロール業務、交通安全の補助業務など、現在育成会、防犯協会、交通指導委員などが実施している業務など、多くの人材の活用と実践を図る。
3. これらを実現するために「(仮称) 燐銀世代の人材バンク」を創設し、個人が持っている能力を地域に知ってもらい、最大限活用することにより、現役後世代の生き甲斐を生み出すと共に、高齢化社会、核家族化社会の問題解決に貢献させる。

【回答】

1. 2. 3

本市では、退職後の人材を活用するため「シルバー人材センター」や「福祉人材バンク」の制度がありますが、団塊世代を中心とした燠銀世代の人材を活用するため、既存の制度とは異なる制度の創設を検討して参ります。

そのため、平成 21 年度中に企画政策課が中心となり、庁内関係課の調整会議を開催し、内容の検討に入ります。

子育て支援、子どもとのふれあい、短時間の保育などに発揮できる制度や通学路の防犯・監視パトロール、交通安全の補助できる制度の創設を目指して参ります。

(企画政策課)

【提言 4】

地球温暖化対策と自然環境を守るまちづくりの提言

(第2小委員会)

●あるべき姿の模索

1. 地球温暖化対策

- (1) 市民が自らの問題としてとらえ、地球温暖化防止に積極的に取り組んでいる。
- (2) 地域で市民自らが主体となって継続的な活動を進めている。
- (3) 世界的な温室効果ガスの排出増による地球温暖化の進行を防ぐため、具体的且つ積極的な解決に向け、地域、市民、事業者、行政が協力して実行している。
- (4) 各家庭においても地球温暖化についての関心が高く、排出ガスの削減に努めている。
- (5) 温室効果ガスを押えるため、1人ひとりが身近にできるエコ生活を意識して積極的に地域づくりに参加している。
- (6) 身近にできるストップ！ザ温暖化（ごみ減量・分別、生ごみの堆肥化、省エネ、省資源、キャンドルナイト、ライトダウンなど）について地域、市民、事業者、行政の輪を広げる活動が活発である。

2. ごみ問題

- (1) ごみの処理方法やそれに費やされる詳細な費用が公開され、市民のごみに対する意識・認識が十分理解されている。
- (2) 市民と行政、事業者でごみ削減について検討し、地域ぐるみで削減活動が展開されている。
- (3) 市民全てが、ごみの分別方法を理解し、資源としての回収率が極めて高い。
- (4) 行政は全ての市民・事業者が、ごみを適切に分別廃棄できるように、市民の声や要望に耳を傾け、改善の努力を怠らない。

3. 自然環境

- (1) 金山や藪塚地域の山林、新田地域の湧水地などの貴重な自然をいつまでも大切に守っていくため、自然環境保全の担当部門が一元化されている。
- (2) 地域、市民、事業者、行政が一体となり、保全活動を行っている。
- (3) 地球資源である森林や水を守るための運動が積極的に展開されている。

4. 環境教育

- (1) 子供からお年寄りまですべての階層に教育の機会をつくり、環境に対する意識の高揚を図っている。
- (2) 山林や湧水地など自然環境を生かした教育が実施されている。
- (3) 国や県、市等で作成した冊子やパンフレットを一元管理し、「広報おおた」等で広く市民に情報提供を行っている。また、環境関連の情報を市民に広く知らせ、情報の共有化を図っている。

●提言（改善策）

1. 地球温暖化対策

- (1) 市は、市民に太陽光発電やエコキュート等の導入による地球温暖化対策の効果を積極的に説明・広報し、その導入に対して適切な助成を行なう。
- (2) 市は、市民に省エネ製品の効果を数値で説明し、市民が家庭用電気機器を購入する際は省エネ製品を購入する機運を高める。
- (3) 市と市民は、現在実施している「ゆうまちゃんの県民エコD o !」や環境家計簿などを活用してCO₂の排出量を確認し、削減するための行動を起こす。
- (4) 市は、太陽光エネルギーの利用を促進するため、太陽光パネルを取り付けた場合の節約できる金額などを「広報おおた」や地区毎の会議やイベントで説明する。
- (5) 市は、全ての市民に対して環境を守る意識づけのため、キャンドルナイトやお月見消灯などの行事を通して広く市民に啓発する。

2. ごみ問題

- (1) 市はごみ処理の方法や、詳細な費用（リサイクル費用・最終処分費用・回収費用・焼却費用等）について定期的に広報等で公開し情報の共有化を図る。
- (2) 市は、市民とごみについて、もっとも分別し易い方法や削減について意見交換を行い、収集方法や収集場所・収集回数などの改善を行う。
- (3) 市は、リサイクルプラザなどの最新処理現場の見学を積極的に奨め、地域

に担当者を派遣し講習会を開催することによりボトムアップを図る。

- (4) 市は、市内全域でマイバック・マイバスケット運動に取り組み、ごみの源流からの削減を図る。
- (5) マイバックキャンペーンについても、地域に啓発するための手段を講じて、市民の理解を図る。
- (6) 市は、市内全域でレジ袋の有料化を進め、ごみのさらなる減量を進めるために、市民に対する意識づけ及び、事業者に対する働きかけを行う。

3. 自然環境

- (1) 市は、行政組織の一元化管理を進め、自然環境保全の担当部門（責任部門）を設け、縦割り行政からの脱却をはかる。
- (2) 市は、全体で環境保全に取り組んでいる金山のように、他地区の自然も、地元に依存しているだけでなく、市全体で保全活動を実施する。
- (3) 市は、個人の庭など個人レベルに依存する緑を残していくには、以前実施していた生垣コンクールなどを復活させ、個人レベルのモチベーション（やる気）を引き出す施策を実施する。
- (4) 市は、山林や湧水地、史跡等と組み合わせて自然環境を生かした教育を企画し、自然環境保全の意識の高揚を図る施策を実施する。

4. 環境教育

- (1) 市は、地域や各種団体（老人会・子ども会・ボランティア団体等）と協働で、環境出前講座を開催する。
- (2) 市は、広く市民に対する啓発のために、「広報おおた」に環境関連の情報等を子供やお年寄りにも分かり易く連載していく。
- (3) 国や県、市から発行されている様々な環境関係のパンフレットや冊子を、行政は一元化し整理し、内容を広く市民に周知するために広報で連載していく。
- (4) 市は、環境白書等を、市民向けに内容を分かり易くした小冊子を作成し配布する（例：ゆうまちゃんのこども環境白書）。
- (5) 太田市独自の環境アドバイザーの設置を検討し、市民の環境に対する核を育成する。

【回答】

1. 地球温暖化対策

- (1) 太陽光発電は平成 13 年度より助成事業を継続実施しており、高効率給湯器においては、平成 17、18 年度にまほろば事業、平成 19 年度に太田エコエコ大作戦において助成事業を実施しました。
また、省エネルギー連携推進協議会により、夏・冬の省エネ実践活動を実施し、環境フェアに出展しPRを行いました。太陽光発電の助成事業は来年度も実施予定であり、高効率給湯器の助成事業は来年度より実施を予定していますので、引き続き適切な助成に努めていきたいと考えております。
- (2) 節電やエコドライブなどの省エネ講演会を2月5日(木)に開催しました。
国が出している資料などの活用を今後、検討したいと考えております。
- (3) 県民エコD.O.などの協力は積極的に行っていますが、県に統一の算出方法やソフト作成についての提案をしています。
- (4) 中学校の総合的な学習での講演、中高大学生の職場体験などの際に説明しています。今後、色々な機会でもPRしていきたいと考えております。
- (5) 今年度、公共施設のライトダウンを実施しました。今後は市民への呼びかけを検討し、環境を守る意識づけの高揚を図りたいと考えております。
(環境政策課)

2. ごみ問題

- (1) 現在、群馬県が一般廃棄物の処理に関する事業のみを切り出して、財務情報の管理及び情報公開を行う方法を検討中です。これは、一般廃棄物処理事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把握し、事業の効率化を図るとともに、住民や事業者からこの事業への理解を得ることを目的としています。来年度から、群馬県が各市町村にそのための支援活動を実施する予定であるため、これをお手本にして市広報紙などの媒体を通じた公表を検討して参ります。
- (2) ごみ収集システムは、市民の日常生活に直接的に大きく影響する事業であり、多額の経費を必要とします。また、廃棄物の分別排出は、その資源化率を高め、ごみの削減に繋がることから、循環型社会の構築と処理施設の延命化に大きく貢献します。廃棄物の分別と削減は、排出者である市民の協力が不可欠であることから、今後とも分別や削減に関する市民の意見や考え方を積極的に聴取・分析し、ごみ処理システムに取り入れて施策の継続的な改善を図って参ります。
- (3) ごみ問題への意識啓発事業の一環として、ごみ処理やリサイクル業務の最前線である「清掃センター」や「リサイクルプラザ」などの施設見学

会への参加者を募り、ごみ減量やリサイクルの推進に向けた4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）やごみの分別排出についての説明会を同時に実施する予定です。

また、これまでと同様に施設見学希望団体（者）の受け入れや住民団体などからの要請による職員派遣についても積極的に対応し、より多くの市民の理解促進を図って参ります。

- (4) 循環型社会形成に向けた4Rの中でも最も重要とされるリフューズ（ごみとなる物の発生抑制）推進の一環として、レジ袋の削減に向けたマイバッグ・マイバスケット運動の普及に取り組みます。

また、今後の大泉町との合併も念頭に、合併後の新市全域に波及できるような施策について、市民や事業者からの意見を聞きながら検討して参ります。

- (5) 群馬県などを中心に展開されるキャンペーンとの連携を考慮し、市広報紙やホームページなどの媒体を通じて、その周知に努めます。

また、より多くの市民が趣旨を理解し、これに賛同する形で積極的にキャンペーンに参加できるような具体的で効果的な施策（手段）の推進について、他自治体の実践例も参考にしながら検討して参ります。

- (6) レジ袋の有料化は市民、消費者団体、事業者、行政が地球温暖化抑止に向けたごみ減量という共通認識の下に一体となって取り組むことが前提となることから、そのための環境づくりに取り組みます。

また、一自治体エリアのみならず、より広域的な取り組みがスケールメリットを生むものと考えられることから、現在、群馬県が取り組みを始めた施策との協調を基本に据え、近隣自治体との連携も視野に入れながら対応を図って参ります。

（リサイクル推進課、清掃施設管理課）

3. 自然環境

- (1) 本市には、尾瀬の様な日本を代表する自然環境とは異なり長い歴史の中で、人為的に手が加えられた自然が細々と残っているのが現状となっています。これまでに一部の専門家による動植物や水文学的な調査があったものの、市誌などにやや全体像が報告されているのみです。

この様な背景から今後は、関係する文化財課や環境政策課などが地元の文化財保護指導員や自然保護指導員の方々と連携して、環境保全の業務を行っていきたいと考えております。

（環境政策課）

市の組織は毎年見直しておりますが、現状においては自然環境保全の一元化は難しいと考えております。例えば金山については、文化財課や花と緑

の推進課など複数の課が担当しています。

したがって、自然環境部門の関係課が連絡を密接にし、連携することにより、本市の環境保全が推進できるよう配慮していきたいと考えております。

(企画政策課)

- (2) 現在、全市一斉クリーン作戦を実施し、環境保全に関する市民意識の高揚を図っています。また、ポイ捨て防止重点地区を 16 地区に 2 年間ずつ指定し、市民意識の向上を図っています。今年度は、不法投棄監視中のステッカーを公用車に表示いたしました。今後も市民意識の高揚を図って参ります。
- (3) 花と緑の推進課と連携し、施策を推進していきたいと考えています。
- (4) 本市には(1)で述べたような自然環境であることから、自然保護活動を行う市民団体が少なく、教育現場においても教師の力量に頼るところが大きいのが現状です。今後、学校 I S O や文化財保護指導員、自然保護指導員の方々と連携を進めていきたいと考えています。

(環境政策課)

4. 環境教育

- (1) 環境教育については、北部運動公園内に「次世代エネルギーパーク」の建設を進めておりますが、体験学習施設などを設置することで環境に関する意識の高揚を図っていききたいと考えております。
- (2) 平成 21 年 2 月に太陽光発電、パルタウンの記事を掲載いたしました。子供やお年寄りに分かり易い情報提供を行っていききたいと考えております。
- (3) (2)と関連し、市民に分かり易い情報提供に努めていききたいと考えております。ホームページなども活用いたします。
- (4) 来年度の作成を検討しています。なお、予算の都合から手作りになると思われますのでご了承ください。
- (5) 現在、各行政区に環境保健委員を委嘱し、地域の環境保全に努めて頂いております。環境団体については「太田地球環境を守る会」や「新田環境みらいの会」が活躍してくれており、今後も支援していきたいと考えております。

(環境政策課)

【提言 5】

市民の健康づくりと伝統文化（観光）の総合政策の提言

（第 2 小委員会）

●あるべき姿の模索

1. 市民が健康づくりや家族、友人たちとの交友を、手軽で安全に実現できる「ウォーキングコース」「サイクリングコース」が身近に存在し、利用できる環境にある。
2. 市内に存在する名所旧跡、観光拠点、神社仏閣、湧水地などの全体が分かる情報が容易に入手でき、その中から、目的別、地域別のより詳細な情報が入手でき活用できる。
3. 地域の伝統的な風習、文化、子供の昔からの遊びなどが、市民に理解されており、後世にしっかりと受け継がれている。

●提言（改善策）

1. ウォーキングコース（運動公園、公園広場、郊外、市街地、農道、河川敷など）の規格、基準（広さ、休憩場所、照明、表示など）を明確にする。
2. サイクリングコース（サイクリング専用コース、一般道コース、市街地コース他）の規格、基準（広さ、休憩場所、照明、表示など）を明確にする。
3. 市内に存在する名所旧跡、観光拠点、神社仏閣、湧水地などの一元化したマップを整備し、さらに目的別や地域別の詳細なガイドマップを作成する。
4. 地域ごとに、伝統的に受け継がれている風習、文化、子供の昔からの遊びなどを調査し、小冊子にまとめる。
5. 近隣まで、公共乗り物（電車・バス）自家用車（駐車場付き）で行き、そこから周回可能な、ウォーキングコース・散策コースを整備し、市民の健康づくりの促進を図る。
6. 市内に存在する名所旧跡、観光拠点、神社仏閣、湧水地などをサイクリングコースで連結し、健康づくりと身近なレジャーを実現できる環境を整備する。

【回答】

1. ウォーキングコースの規格、基準づくりについて、関係課と連携し進めていきたいと考えております。
文化財があるポイントがウォーキングコースに設定されるよう、関係課と協議していきたいと考えております。

2. サイクリングコースの規格、基準づくりについて、関係団体、関係課と協議し、進めていきたいと考えております。
文化財があるポイントがサイクリングコースに設定されるよう、関係課と協議していきたいと考えております。

(企画政策課、文化財課)

3. 市内に存在する名所旧跡、観光拠点、神社仏閣などが一元化されたマップにつきましては、広報統計課が中心となり「マイシティおおた」という地図を発行しています。そのマップの修正時に、文化財課として更により良いものを目指し修正していききたいと考えております。
目的別や地域別の詳細なガイドマップにつきましては、作成を検討して参ります。

4. 地域ごとに伝統的に受け継がれている風習、文化、子供の昔からの遊びについては、平成 21 年度に老人会などを通して調査いたします。調査結果につきましては小冊子の作成と併せ、検討して参ります。

5. 文化財に関しての情報提供はできますが、その他の事項につきましては、各担当課と協議して参ります。

6. 文化財に関しての情報提供はできますが、その他の事項につきましては、各担当課と協議して参ります。

(文化財課)

【提言 6】

健全な子供たちを育むまちづくりの提言

- 食育、地産地消の推進 -

(第2小委員会)

●あるべき姿の模索

1. 食育の推進

- (1) 子育て世代を含めたすべての世帯が、食育についての理解と重要性について理解していて、自ら実践をしている。
- (2) 行政は、子育て世代に対して、食育についての重要度を継続的に啓蒙活動などを実施して、食に対する認識を高める努力を怠らない。
- (3) 子育て世代の親たちは、子供に対する食育を通しての育成の重要度を理解しており、積極的に子供の教育に取り入れている。
- (4) 地域においても、食育の理解があり、地域で実施するイベント等においても、地域ぐるみで子供の健全育成に対して、協働で実現を図るように協力している。
- (5) 日本の伝統料理を継承している。(和食文化のすすめ)

2. 地産地消の推進

- (1) 学校給食や、公共施設に対する給食等については、地元生産農家との連携が取れ、必要なものを必要な時に供給される仕組みが構築されている。
- (2) 学校給食や、公共施設の献立を決定する栄養士は、地元で生産される農作物について精通しており、それらをバランスよく取り入れた献立を企画できる。
- (3) 地元農産物を活用した、レシピなどが常に公開され、地元農産物の活用方法が常に広く公開されている。
- (4) 地元生産農家は、食物の安全性に何時も考慮し、生産履歴(農薬や添加物等)の管理や情報公開を積極的に行い、生産物に対する安全性の管理を十分実施している。

●提言（改善策）

1. 食育の推進

- (1) 食育を推進するための教育を、親世代に対して実施する必要がある。
特に若年世代の親に対する教育を実施する。
- (2) 3世代同居の環境を積極的に導入する施策を実施する。
新興住宅団地の造成の開発よりも、生活拠点の人口密集政策をすすめ、核家族の解消に積極的に取り組む。
- (3) 若年世代や子育て世代が、簡単に実行できるメニューと、日本の伝統食に関するレシピ集などを作成し、学校や地域社会を通じて広く啓蒙を行う。
- (4) 食育をキーワードに地域、行政、学校などと連携して機会を作り、健康フェスタや食育を推進する。
- (5) 親子で学ぶ料理教室を企画し実施する。
- (6) 農業体験（米作り、野菜作り、泥付き野菜の観察など）を企画する。

2. 地産地消の推進

- (1) 学校給食に地元農産物を積極的に導入する施策を実施する。
- (2) 生産者と消費者との交流を積極的に進め、安全・安心な生産品を供給できる仕組みを構築する。
- (3) 生産者から流通業者（場合により産直の仕組み）消費者までのシンプルな物流ルートを構築する。
- (4) 本市で生産される農作物の一覧と生産量などについて情報を公開し、消費拡大を推進する。
- (5) 安全・安心な地元産の食材を使った郷土料理、又地元産の食材の良さを親や子供達に伝える料理教室を企画し実施する。

【回答】

1. 食育の推進

- (1) 各学校の状況に合わせ、学校ごとに新入学時説明会、学校保健委員会、試食会などの行事を通して、保護者に向けても食育の推進をしています。現在、来年度からの食育の取り組みのために、学校ごとに「食に関する指導」の学校全体計画、年間指導計画の作成を依頼しております。

全体計画の中には保護者との連携に関する計画も盛り込まれており、平成 21 年度からはこれに沿って、計画的に保護者への食育も進められると計画しています。健康教育課としても計画に沿った食育が進められるよう指導や学校との連携を進めていきたいと考えております。

(健康教育課)

- (2) コンパクトなまちづくりを推進することで、3 世代同居と同様な機能を持つ、まちづくりを行って参ります。

(企画政策課)

- (3) 現在、各学校、給食センターで作成している給食便りなどを通し、レシピの紹介などを行っております。家庭で活用できる料理のレシピなどは、保護者の関心も強く、今後も引き続き、実施して行きたいと考えております。

- (4). (5). (6)

平成 20 年度は、夏休みを使って、小学生と保護者を対象に、親と子の食育セミナーを開催いたしました。

児童は、栄養バランスのよい献立作成の勉強から、食材選び、買い物、調理を学び、保護者は、食材の安全性や食べ物と病気の関係について専門家の話を聞きました。また、親子一緒に食育の話を聞く時間も持ちました。平成 21 年度についても継続の予定です。

(健康教育課)

2. 地産地消の推進

- (1) 学校給食における地場産農産物の利用促進については、平成 13 年度より地元で生産された野菜を生産者自らが納品し、給食に利用できるよう、教育委員会や農協と連携して実施しています。平成 20 年度現在、小学校で 21 校、中学校で 12 校が実施しています。今後も実施校が拡大できるよう推進いたします。
- (2) 生産者による即売会や地場産農産物を使った料理講習会を実施し、生産者自らが消費者に情報発信できる機会が提供できるよう支援いたします。
- (3) 生産者が直接農産物を持ち込み販売する農産物直売所は、地産地消の観点からも重要なものといえます。現在市内には、農協や生産者組織が運営す

る直売所が8ヶ所ありますが、市としてもこれら直売所のPRについて支援いたします。

- (4) 本市で生産される農産物を広く紹介することは、非常に重要なことであります。そこで、市のホームページや広報紙などに紹介記事を掲載したり、地場産野菜の調理レシピの作成及び料理講習会などを実施し、広くPRいたします。
- (5) 女性生産者らで組織される「太田市生活研究グループ」の協力を得て、本市の特産品を使う調理レシピを作成し、市内の農産物直売所などで配布していきたいと考えます。また、これらのレシピを使った料理講習会を市民向けに開催して参ります。子供達へは、地場産農産物を学校給食に使っている学校で、野菜を納めている生産者と児童生徒との交流会などを教育委員会と連携して実施していきたいと考えております。

(農業政策課)

【提言 7】

まちづくり基本条例の周知徹底についての提言

(第3小委員会)

●あるべき姿の模索

1. 市民に対する基本条例の周知徹底が、あらゆる場面で十分に且つ繰り返し行われ、市民がこれを理解し、行政と共にその責務を認識し、協働の精神で市政に参加する習慣が涵養されている。
2. 区長や区長代理は市政に積極的に関与し、地域コミュニティの活性化と区制運営の改善を継続的に推進している。
3. 市議会議員は基本条例を十分に理解して、自らの責務を認識し、市政の監視、政策の立案などについて、活発な活動を展開している。

●提言（改善策）

1. 市民に対する周知

市民に対して、基本条例の周知を徹底し、少なくとも条例の存在、協働と参画のまちづくり、市民の責務などについて、大多数の市民が理解できる施策を推進していただきたい。

具体的な方法については、補足資料などを参考に行政へ裁量を委ねたい。
ポイントは以下に重点を置いて、市民への周知徹底を推進していただきたい。

- ① 説明しやすい資料を作ること
- ② 継続的に周知徹底を進めること
- ③ 市民運動などを利用して横の広がりを持たせること
- ④ 教育の場を利用して継続的に周知徹底を進めること

2. 区長・区長代理に対する周知

毎年開催される新年度役員会や総会などで基本条例の内容を説明するほか、少なくとも新任の区長や区長代理に対しては、区制規則の説明などとあわせて基本条例の条文並びに解説資料を使用した研修などを実施し、参画と協働のまちづくりが具体的に理解できる周知をお願いしたい。

3. 市議会議員に対する説明

市議会議員として基本条例を理解しているとは思いますが、更に理解を深めるため、議会事務局を通じて新任議員などに条文のみではなく、解説書などを提供し、基本条例の認識と理解を促したらどうか。

※補足

1. 基本条例の周知方法

(1) 新市のまちづくり基本条例検討会委員が挙げた方法

- ①説明会を開催する。
- ②副読本を作って配布する。
- ③基本条例とその他の施策との関係を分かりやすい表にして配布する。
- ④教育の場で取り上げる。
- ⑤上記以外の市の施策で行う。

(2) 市民アンケートによれば

- ①行政から市民へ周知を図る。
- ②市民活動を進める。
- ③教育の場を通じて周知する。

(3) 当市民会議の小委員会で出された意見

- ①基本条例のDVD（1時間程度）と解説本を作成し、市内の全図書館に配置するとともに、「広報おおた」で市民に周知して、自宅での視聴をお願いする。
- ②「広報おおた」に定期的に継続した掲載をする。

2. 教育の場を通じて周知を促すことについて

小中学校はもちろんのこと、市内にある高等学校、専門学校、大学、各種学校などにも基本条例の説明などを推奨することも考えられる。「市内で学ぶ者」も市民と捉え、基本条例の趣旨を周知したいと考える。

【回答】

1. 基本条例の周知について、平成 21 年度の早い段階で広報おおたに連載記事を掲載し、市民に対し周知いたします。
また、基本条例の解説資料を作成し、教育委員会と連携し、教育の場を通じての周知も図ります。
なお、今回の基本条例の改正については、広報おおた 4 月 10 日号で関連記事を掲載いたします。
2. 区長や区長代理に対する周知については、毎年、研修時に関係資料を提供し、説明を行って参ります。
3. 市議会議員への周知についても、平成 21 年度に解説書を提供し、基本条例の認識を深めてもらうとともに、今後、新任議員に対して基本条例の説明を行って参ります。

(企画政策課)

【提言 8】

次世代に大きな負担を残さない財政健全化と財務状況を的確に 市民と共有する提言

(第3小委員会)

●あるべき姿の模索

1. 全ての財務状況情報を徹底して市民に公開し、透明度のある財政運営を実現しており、情報を共有できている。
2. 次の世代に大きな負担を残さないために、行政は市民に財政状況をわかりやすく、的確に公開、説明した上で、必要なサービスを拡大する場合は、痛みを伴う負担を理解できる市民となっている。
3. 本市独自の財政健全基準を設けて、本市にとって健全な財務運営（資産・負債）が維持、管理されており、市民と行政が共有できている。
4. 新規事業については、事業計画、損益計画、償還計画などが分かり易く市民に公表されており、説明責任を果たしている。
5. 歳入と歳出の収支（プライマリーバランス）が取れていて、留保金と借入金のバランスも取れている。

●提言（改善策）

1. 市民に分かりやすい徹底した家計簿レベルでの情報開示を行う。
過去の推移を含めて、収入、支出、負債、資産、債務保証などの財務状況を市民に分かりやすく公表し説明する。
2. 次の世代に大きな負担を残さない健全な財政計画を策定し市民と共有する。
上記のあるべき姿の実現に向け、中長期的な財政計画の策定や本市独自の財政健全化条例を制定するため、市民、市議会議員、行政、企業関係者など各階層の幅広い委員から構成される検討委員会を設立し、実施に向け検討を開始する。
3. 健全な財政運営を実現するため、行財政改革の長期計画を立案し財政の健全化を図る。
新生太田総合計画「まちづくりの基本理念」の6分野別主要事業にある⑥項「行財政の推進」の項目を「行財政改革の推進」に変更する。

【回答】

1. 情報開示に関しては、太田市情報公開条例により、公文書の開示請求があった場合は、個人情報に配慮しながら最大限開示し、説明を行っております。収入、支出、負債、資産、債務保証などの財務状況は、市内の各図書館や本庁の市政情報コーナーなどに備えてあります予算書や決算書で、ご確認ください。

また、市ホームページや広報紙などで予算の概要を掲載しておりますが、今後は市民に“より分かりやすい”財務状況になるよう検討して参ります。

2. 財政計画については、新生太田総合計画において10年間の長期計画と実施計画により3年間の中期計画を策定しておりますが、社会経済情勢の変化に対応するため毎年度見直しを行っております。

財政健全化条例の制定につきましては、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、平成19年度決算から健全化判断比率等について、監査委員の意見を付して議会報告を行い、公表しておりますが、平成20年度から早期健全化基準を超える場合には、財政健全化計画の策定と外部監査が要求されます。

また、財政再生基準を超える場合は、財政再生計画の策定と計画について国の同意手続きや地方債の制限等が行われることになっております。

この様に、制度が発足して間もないことから推移を見守りながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

(財政課)

3. 新生太田総合計画の計画期間は平成28年度までとなっておりますが、現在、大泉町との合併を進めているため、新たな総合計画は大泉町との合併後に策定に着手することになります。

現在の計画は、市議会の議決を経て「行財政の推進」と規定しておりますので、新たな総合計画を策定するときに文言の変更を検討して参ります。

(企画政策課)

【提言 9】

太田市議会基本条例制定についての提言

(第3小委員会)

●あるべき姿の模索

1. 選挙で選出された市議会議員は、市政の課題全般について、市民の意見を傾聴し、的確に把握して、市民の代表としてふさわしい活動をしている。
2. 議員は、不断の研鑽と研修によって、政策形成等の向上に努め、地域などの個別事案だけでなく、市政全般の向上を目指した活動をしている。
3. 市議会は、市民に対して情報を提供し、説明責任を履行している。
4. 市議会は、①政策立案、②行政監視、③市の執行機関が提案する施策に関する質疑の論点や争点の開示を行い、その役割と責務を果たしている。
5. 市議会は、公正性や透明性を確保し、市民参加を推進する開かれた議会として機能している。

●提言（改善策）

1. 市議会運営における最高規範として、「市議会基本条例」の制定に向けて検討し、その実現を図る。
2. 市議会基本条例は、上記の「あるべき姿」に配慮し「議会の役割と責務」、「議会と市民の関係」、「議会と行政の関係」を含め検証し制定する。

【回答】

1. 議会事務局は、あくまでも議員の諸活動のサポート役であり、議会基本条例について必要か否かの判断をできる立場にはありません。しかしながら全国的に議会基本条例を制定する市町村議会が出てきていることから、今後も調査研究はしっかりと行い、議員からの制定の動きに対して十分なサポートを行って参ります。
2. 本市議会においては、現行例規上において、一問一答方式の質問の採用、質問席及び答弁席の明確化など、できる限り市民の皆さんにも分かりやすい会議運営を常に模索しています。また、情報開示面についてもほとんどの会議を公開しています。今後も提言いただいた「あるべき姿」にも十分配慮して参りたいと考えます。

(議会総務課)

太田まちづくり市民会議の提言に対する回答